

令和 7 年度経済産業省
「国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）」
の再委託事業に関する公募要領

令和 7 年 7 月

一般財団法人日本規格協会

「国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）」の再委託事業に関する公募要領

一般財団法人日本規格協会では、経済産業省からの受託事業「国際ルール形成・市場創造型標準化推進事業費（我が国の国際標準化戦略を強化するための体制構築）」の再委託事業実施者を以下の要領で公募します。

1. 事業の目的（概要）

不確実性の高い社会情勢、人口の高齢化やデジタル化等により産業構造が変化し、それらに伴い経済・社会課題や競争環境も変化しており、ルール形成を通じた市場拡大やイノベーションの成果を社会実装するために、標準化の戦略的な推進が極めて重要になっている。

本事業では、国際標準化機関等における政策に係る議論への対応や重要分野・新規分野の国際標準化活動を戦略的に行うとともに、これらに携わる国内関係者の国際標準化活動能力の強化等を図るための、標準化の戦略的活用に係る情報収集・分析及び結果の提供並びに啓発、次世代標準化人材の育成等を一体的に行うことにより、我が国が国際標準を活用して市場優位性を確保できる体制の構築を目指す。

2. 事業内容

令和7年度は、再委託事業として、以下の項目に記載のテーマ・内容について実施します。

テーマ名	内容	上限金額 千円(税込)
国際標準化活動 状況・経済産業 省委託事業によ り開発した国際 規格の活用状況 調査	I S O／I E C国内審議団体における、国際標準化活動状況（国際規格の開発状況、国際会議への出席状況、I S O／I E C国際幹事・議長等への就任状況等）、過去の予算事業において開発したI S O／I E C国際規格の活用状況、標準化人材の人数（人数把握の方法の検討を含む）等に関する調査・分析・結果のとりまとめを実施する。また、これまでに同委託事業で策定された国際標準を対象に、規格開発前後の変化を把握するためのヒアリング等による調査・分析を実施する。さらに、I S O／I E C／J T C活動の状況を把握するため、I S O／I E C事務処理要領に規定されている国内審議団体が報告・提出すべき資料として、国内対応委員会運営規約、委員会構成名簿、審議体制図、業務分担表（複数で引き受けている場合）を収集する。	17,300

3. 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月13日（金）

4. 応募資格

次の要件を満たす企業・団体等とします。

- ① 本事業に関する委託契約を当会との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員、設備及び施設等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有すること。
- ④ 複数の者で共同提案するときは、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めること。
- ⑤ 国の予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- ⑥ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- ⑦ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省又は一般財団法人日本規格協会と契約を解除されている者ではないこと。

5. 契約の要件

（1）契約形態：委託契約

（2）採択件数：1件

（3）予算規模：2. 事業内容に記載のある金額を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当会と調整した上で決定することとします。

（4）成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を当会に納入。

※ 納入する際、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

（5）委託金の支払時期：委託金の支払いは、事業終了後の精算払となります。

（6）支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年7月28日（月）

締 切 日：令和7年8月18日（月） 12：00 必着

(2) 応募書類

- ①提案書の提出部数は、電子媒体（PDF、透明テキストファイル付）1部とします。
 - ・提案書は、「別紙1」に基づいて作成してください。
 - ・提案書は、日本語で作成してください。用紙サイズはA4版縦置き、横書きを基本とします。
- ②提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。
 - ・会社概要等及び直近の過去3年分の財務諸表
 - ・情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）
 - ・当会から提示された契約書に合意することが再委託先選定の要件となります。参考として、この要領とともに契約書例を掲載いたしますので、契約書の内容について疑義がある場合は、その内容を示す文書を提出してください。なお、契約書は変更する可能性があることをご承知おき下さい。
 - ・なお、応募者が外国企業等であって、提案書を日本語以外の言語で作成し、日本語に翻訳したものを提出する場合は、参考としてその原文を提出してください。
- ③ 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は電子メールにより以下に提出してください。

一般財団法人日本規格協会 システム系・国際規格開発ユニット

国際標準化企画チーム 鈴木

電子メール：kokusai@jsa.or.jp

提出の際は、件名（題名）を必ず「再委託事業公募提案書 応募」としてください。

郵送及びFAXによる提出は受け付けません。また、応募要件を満たさない者や不備がある提案書は、受理しない場合があります。

- ①締切を過ぎての提出は無効であり、受理いたしません。

- ②締切前に提出された提案書類であって、当会から提案書類の不備の指摘に対して、提出期限までにその不備の改善がなされない場合は、当該提案書を無効とすることもございますので、ご了承ください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「4.」の応募資格を満たしているか。

<提案内容>

- ② 提案内容が、1. 本事業の目的及び2. 事業内容に合致しているか。

- ③ 本事業の成果を高めるための適切な事業目標が設定されているか。

<事業計画>

- ④ 事業の実施方法、実施計画が現実的か。

- ⑤ 本事業の実施方法等について、事業目標を達成し本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。

- ⑥ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

<事業の実施体制>

- ⑦ 再委託事業を実施するために必要な組織、人員、設備及び施設等を有しているか。

- ⑧ 共同で提案を行う場合、事業実施体制において、共同実施者それぞれの実施内容や役割分担等が明確であり、かつ、十分な連携が図れる体制を有しているか。また、事業全体の企画立案や運営管理等を行う能力や体制を有する統括者（統括機関）を定めているか。

<事業の実施能力>

- ⑨ 再委託事業分野の標準化に関する十分な知見や実績等を有しているか。

- ⑩ 再委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金、設備等について十分な管理能力を有しているか。

<その他>

- ⑪ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。

- ⑫ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することはないか。

(3) 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、当会ホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査結果などの照会には応じません。

8. 契約について

採択された申請者について、当会と提案者との間で再委託契約を締結することになります。

なお、採択決定後から再委託契約締結までの間に、当会及び本事業の委託元である経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、当会及び本事業の委託元である経済産業省が必要と判断した場合に、提案した実施体制以外の再委託予定先と実施体制を組むことが契約の要件になることもあります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、再委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おき下さい。また、契約条件が合致しない場合には、再委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

なお、当会から提示される契約書（案）第11条に基づき、受託業務の実施に際し、本事業の委託元である経済産業省又は経済産業省の指名する標準・技術専門家等による各種助言・調整等に従うことを御了承ください。また、委託業務の事務処理は、本事業の委託元である経済産業省が掲示する最新の委託事業事務処理マニュアル

(http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html) 及び当会の指示に基づき実施していただきます。

契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

また、契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行うこととなります。

9. 情報管理体制及び提出書類について

受託者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、当会に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面」及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約時に提出することを確約し、当会の同意を得ることが必要となります。

9. 1 情報管理体制について

①契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報について、委託元である経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

②委託元である経済産業省が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地

域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

- ③本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。

ただし、委託元である経済産業省の承認を得た場合は、この限りではない。

- ④情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当会へ届出を行い、委託元である経済産業省の同意を得なければならない。

9. 2 契約時の提出書類について

- ①情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面

- ②情報取扱者名簿（氏名、自宅住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）

なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載してください。

10. 履行完了後の情報の取扱い

国から提供した資料又は国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

11. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）

備品費 (借料及び損料)	事業を行うために必要な物品（ただし、1 年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費 事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助職員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) － 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） － 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） － 設備の修繕・保守費 － 翻訳通訳、速記費用 － 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費（他の経費項目に含まれるものを除く。） ※改正前の本マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費

- ・ その他事業に関係ない経費

1 2. その他の留意事項

提案書を作成する上で前提となる条件等が不明な場合には、次項に従って質問を行うか、又は応募者の判断として想定した前提条件を明記の上記載してください。

なお、提出書類については必要に応じて委託元である経済産業省へ提出する場合がございます。

1 3. 問い合わせ先

本件に関する問合せは日本語とし、下記の電子メールにて受け付けます。また、電話、FAX、来訪等による問合せには対応いたしません。

担当者：一般財団法人日本規格協会 システム系・国際規格開発ユニット

国際標準化企画チーム 鈴木

電子メール：kokusai@jsa.or.jp

なお、問合せは、原則として令和7年8月8日（金）以降は受け付けません。問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「再委託事業公募 問合せ」として下さい。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上